⑷　受験手数料

ア　受験手数料は6,800円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑸　受験票の交付

受験票は、平成27年３月６日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

なお、平成27年３月13日（金曜日）までに受験票が到着しない場合は、管理栄養士国家試験臨時事務所に問い合わせること。

6　合格者の発表　合格者は、平成27年５月８日（金曜日）午後２時に厚生労働省及び５⑵ウに掲げる各試験地の事務所にその受験地、受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には、厚生労働省から合格証書を平成27年５月８日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

7　問い合わせ先

⑴　受験に関する書類の郵送先及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

管理栄養士国家試験臨時事務所
東京都中央区日本橋１丁目20番５号　郵便番号103―0027　電話番号03（5200）5862

⑵　受験に関する書類を直接持参する場合の提出先及び合格発表場所は下記のとおりとする。

パソナ・札幌国家試験担当	北海道札幌市中央区北５条西２丁目５番ＪＲタワーオフィスプラザさっぽろ16階　郵便番号060―0005
パソナ・仙台国家試験担当	宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン18階　郵便番号980―8485
パソナ国家試験担当	東京都千代田区大手町２丁目６番４号　郵便番号100―8228
パソナ・名駅国家試験担当	愛知県名古屋市中村区名駅１丁目１番４号　ＪＲセントラルタワーズ42階　郵便番号450―6042
パソナ・大阪国家試験担当	大阪府大阪市中央区淡路町４丁目２番５号　パソナグループビルアネックス　郵便番号541―0047
パソナ・広島国家試験担当	広島県広島市中区本通７番19号　広島ダイヤモンドビル７階　郵便番号730―0035
パソナ・福岡国家試験担当	福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル13階　郵便番号810―0001
人材派遣センターオキナワ国家試験担当	沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階　郵便番号900―0015

8　その他

⑴　試験の詳細については、受験要領を参照すること。

⑵　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成26年12月18日（木曜日）までに厚生労働省健康局がん対策・健康増進課栄養指導室又は管理栄養士国家試験臨時事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

9　8⑵に関する問い合わせ先　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　厚生労働省健康局がん対策・健康増進課栄養指導室　郵便番号100―8916　電話番号03（3595）2440　ＦＡＸ番号03（3502）3099

管理栄養士国家試験委員の公告

第29回管理栄養士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成26年10月１日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

試験委員長　川久保　清

副委員長

合田　敏尚　　伊達ちぐさ　　田中　明

委員

赤松　利恵	荒川　義人	有薗　幸司
市川　陽子	岩瀬　靖彦	上嶋　繁
梅垣　敬三	及川　勉	太田　英明
岡　純	香西みどり	笠岡　宜代
金澤　良枝	君羅　満	草間かおる
久保田　優	栗原　伸公	五関　正江
斎藤トシ子	幣　憲一郎	曽根　智史
髙尾　哲也	髙橋　佳子	竹谷　豊
田中　清	津田　とみ	寺本　房子
外山　健二	内藤　義彦	永井　成美
仲佐　輝子	中谷弥栄子	名倉　秀子
奈良　信雄	布木　和夫	羽生　大記
林　宏一	林　静子	早渕　仁美
東　あかね	彦坂　令子	弘津　公子
藤岡　由夫	細川　優	本田　佳子
松月　弘恵	松本　明世	松本　義信
湊　久美子	南　久則	宮澤　靖
宮西　邦夫	吉池　信男	和田　政裕

公告

諮事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１０３１号

札幌市中央区宮の森３条５丁目２番30号コーポひかる201号
債務者　石川　和敏
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０４３号

札幌市北区屯田１条１丁目２番28―203号
債務者　岩崎　知巳
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１３５号

札幌市北区北38条西３丁目２番10号　クレール神Ａ―201号
債務者　長谷川　了
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１７６号

札幌市北区屯田３条５丁目10番16号　エールハイツヒロ202号
債務者　服部　祥史
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１７９号

北海道石狩市花川南４条３丁目102番地２
債務者　松田　肇子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１８０号

札幌市白石区南郷通８丁目南３番１―205号
債務者　松田　康成
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２０７号

札幌市白石区栄通15丁目10番５―205号
債務者　菅原　桜子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２２８号

札幌市中央区南１条西16丁目１番地７　Ｆ．ＤＲｅｓｓビル401号
債務者　高下　直人
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部